

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（1） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和3年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・徳田 貴子・伴野 誠人・永籬 舞衣 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444号
刊行日	2022-4-14
頁	115-123
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

## 地方議会からの意見書（1）

### — 参議院が受理した意見書の主な項目（令和3年） —

根岸 隆史

徳田 貴子

伴野 誠人

永籬 舞衣

（行政監視委員会調査室）

1. はじめに
2. 意見書制度の概況
  - （1）地方議会による意見書の提出
  - （2）参議院における意見書年間受理件数の推移
3. 意見書の主な項目の紹介
  - （1）新型コロナウイルスワクチン接種
  - （2）こども政策の充実
  - （3）新型コロナの影響を受ける事業者への支援等
  - （4）地方財政の充実・強化
  - （5）コロナ禍による厳しい財政状況等に対処するための地方税財源の充実
4. おわりに

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

参議院行政監視委員会は、近年、「国と地方の行政の役割分担」をテーマとして参考人質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担の在り方等について調査検討するため、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置し、対政府質疑を重ねてきた。こうした委員会等における議論では、コロナ禍における政府の対応、国と地方の連携や通知等の改善の必要性、国と地方の権限・役割分担の在り方、行政の計画策定等における地方の負担への配慮など様々な課題が示された。

<sup>1</sup> 本稿は令和4年3月22日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

一方、国と地方の行政の在り方に関係する国の取組については、地方公共団体の議会（以下「地方議会」という。）から参議院に対し多数の意見書が提出されており、とりわけ新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に関連した国の地方に対する支援については、昨年に引き続き、幅広い要望がなされている。

本稿では、令和3年に参議院が地方議会から受理した意見書について、その主な要望項目を整理の上、概要を示したい<sup>2</sup>。以下では、まず、意見書制度の概況を解説し、引き続いて意見書の主な項目を紹介する。

## 2. 意見書制度の概況

### （1）地方議会による意見書の提出

地方議会は、機関としての意思を意見や要望としてまとめた意見書の提出権を有している。これは、一定の事項について機関としてその意思や見解等を表明するという地方議会の権限（意見表明権）に基づくものであり<sup>3</sup>、地方自治法第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とされている<sup>4</sup>。

従来、意見書の提出先は関係行政庁のみであったが、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資する<sup>5</sup>として、平成12年の地方自治法改正により、国会が提出先に追加された<sup>6</sup>。参議院では、地方議会から意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に対し参考送付している。

### （2）参議院における意見書年間受理件数の推移

令和3年に参議院で受理された6,217件の意見書を提出議会別に分類すると、都道府県議会が657件、市議会が2,752件、町議会が2,290件、村議会が476件、特別区議会が40件、地方公共団体の組合議会が2件となっている。

<sup>2</sup> 令和2年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簾舞衣「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題」『立法と調査』No. 433（令3.4.14）、「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No. 435（令3.6.1）、「地方議会からの意見書（2）」『立法と調査』No. 436（令3.7.8）、「地方議会からの意見書（3）」『立法と調査』No. 437（令3.7.30）及び根岸隆史・内藤亜美・徳田貴子・木村克哉・嵯峨惇也・永簾舞衣「地方議会からの意見書（4）」『立法と調査』No. 438（令3.9.10）参照。また、平成31年・令和元年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・對馬あきな・徳田貴子「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No. 422（令2.4.14）、「地方議会からの意見書（2）」『立法と調査』No. 423（令2.5.1）、「地方議会からの意見書（3）」『立法と調査』No. 424（令2.6.1）、「地方議会からの意見書（4）」『立法と調査』No. 425（令2.7.8）及び「地方議会からの意見書（5）」『立法と調査』No. 426（令2.7.31）参照。

<sup>3</sup> 松本英昭『要説地方自治法（第十次改訂版）—新地方自治制度の全容—』（ぎょうせい、平成30年）390頁

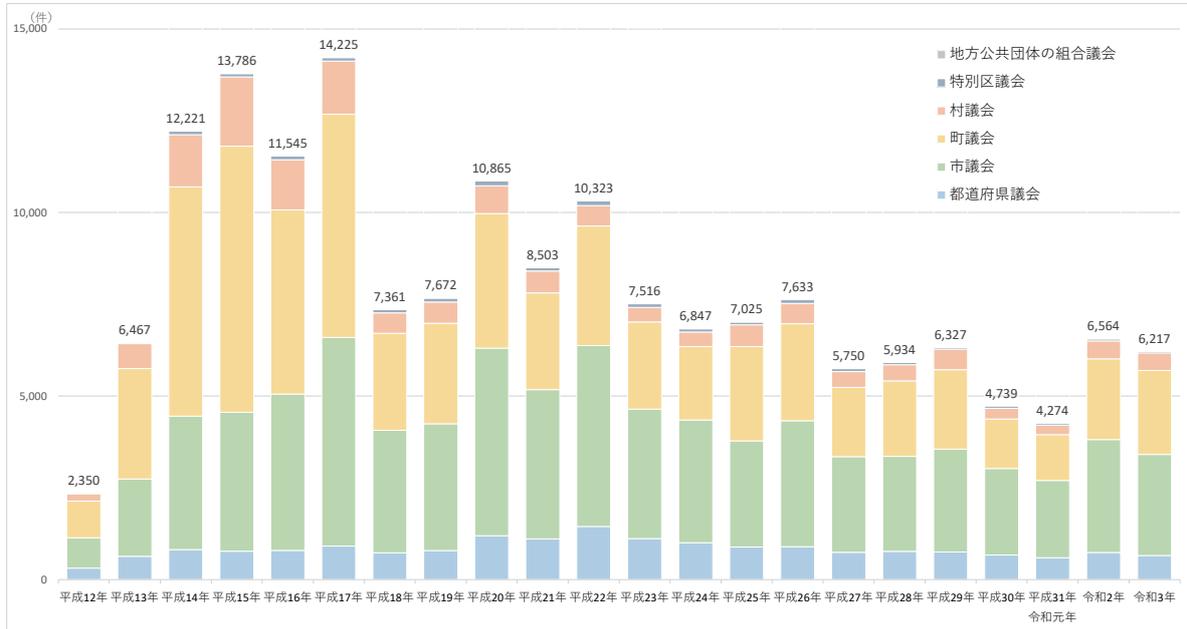
<sup>4</sup> このほか、地方六団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会、全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会の六つの団体の総称）は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣に対する意見具申権及び国会に対する意見書提出権を有している（地方自治法第263条の3第1項及び第2項）。

<sup>5</sup> 平成12年の地方自治法改正に関する参議院における法案審査では、法案提出者である齊藤斗志二衆議院地方行政委員長より、「地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようにすることも、議会の活性化に資するものと思料される」との趣旨説明がなされている（第147回国会参議院地方行政・警察委員会会議録第12号1頁（平12.5.23））。

<sup>6</sup> 地方自治法の改正を受け、第148回国会（臨時会）閉会後の平成12年7月27日から意見書の受理が開始された。

参議院における意見書の年間受理件数の推移は、以下のとおりである。

図表 参議院における意見書年間受理件数の推移



(出所) 筆者作成

参議院における意見書の年間受理件数は、平成17年に14,225件に達したが、以後は逡減傾向が見られてきた<sup>7</sup>。令和3年の受理件数は6,217件であり、令和2年の6,564件に比べ347件(5.3%)の減少となったが、新型コロナウイルスの影響がまだ少なかった令和元年の4,274件に対し1,943件(45.5%)の大幅な増加となっている。

これは、令和2年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大やその長期化に伴い、同感染症対策に関連する要望を含んだ意見書の提出が少なくとも1,869件<sup>8</sup>に及んだことによるものと考えられる。

### 3. 意見書の主な項目の紹介

以下では、令和3年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する。

<sup>7</sup> いわゆる「平成の大合併」により、平成17年前後に地方公共団体数は大きく変動している(平成16年5月:市695、町1,872、村533、計3,100→平成18年3月:市777、町846、村198、計1,821)。

<sup>8</sup> 件名に「コロナ」を含むものの総数(令和2年:2,245件)。実際には、このほかに本文において新型コロナウイルス関連の取組に触れているものも数多い。

## (1) 新型コロナウイルスワクチン接種

### 主な要望事項

- ワクチン接種に関する正確な情報について、迅速にわかりやすく周知を図ること。
- ワクチン接種については飽くまで個人の判断とすること。接種の有無による社会的差別を受けないことがないよう、周知・啓発など広く国民に理解を求めること。
- 副反応について相談窓口<sup>9</sup>を周知し、迅速な対応と情報公開を徹底するとともに、救済制度<sup>10</sup>の更なる充実を図ること。
- ワクチン接種体制を構築するために、国が地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。
- ワクチンの供給スケジュールを早期に示すとともに<sup>11</sup>、ワクチンを確実に供給すること。

令和2年12月、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）<sup>12</sup>が成立し、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するとされた。国の主な役割は、ワクチン等の購入及び卸売業者等への譲渡、接種順位の決定、ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供、ワクチンの接種状況の把握、ワクチンの効果の検証、副反応疑い報告制度<sup>13</sup>の運営、健康被害救済に係る認定であり、接種に係る費用は国が負担するとされた<sup>14</sup>。

令和3年2月に医療従事者等への接種、同年4月以降に高齢者をはじめとする一般向けの接種が始まり<sup>15</sup>、令和3年12月には追加接種（3回目接種）<sup>16</sup>が開始された。令和4年3月22日現在、全人口に対する1回以上接種者は80.7%、2回接種完了者は79.4%、3回接種完了者は35.1%である<sup>17</sup>。なお、新型コロナウイルスワクチンの接種は予防接種法上の努力義務とされるが（5～11歳の小児を除く）、政府は接種の強制や未接種者への差別的な扱いを行わないよう周知している。

このほか意見書では、国産ワクチン<sup>18</sup>や治療薬の開発推進<sup>19</sup>など幅広い要望が見られた。

<sup>9</sup> 厚生労働省は、令和3年2月に新型コロナウイルスワクチンに関する電話相談窓口（厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター）を設置し、ウェブサイト等と合わせて、正確な情報発信に努めるとしている。

<sup>10</sup> 予防接種の副反応による健康被害については、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度が設けられており、予防接種と健康被害との因果関係が認定された者に対し、医療費や障害年金等の給付がなされる。

<sup>11</sup> 厚生労働省は、ワクチンの供給見通しをウェブサイト<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_supply.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_supply.html)>で公表している。

<sup>12</sup> 同法の国会審議に際し、衆参両院の厚生労働委員会では附帯決議が付され、接種に係る情報の迅速かつ的確な公表や未接種者への不利益取扱い等が許されないことの周知徹底、副反応に関する相談窓口の設置・周知、健康被害救済制度の周知等、ワクチン流通を含む接種体制整備に係る地方公共団体への支援等が求められた。

<sup>13</sup> 医師又は医療機関の開設者は、予防接種法に基づき、ワクチン接種後に生じうる副反応を疑う事例について厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。

<sup>14</sup> ワクチン接種体制の確保等のため、令和3年度補正予算に1兆3,879億円が計上された。

<sup>15</sup> 初回接種（1回目・2回目接種）は、令和3年2月17日から令和4年9月30日までを予定し、原則、日本国内に住民登録がある12歳以上の者を対象としている（令和4年3月頃から5～11歳への接種も開始）。

<sup>16</sup> 令和3年12月1日から令和4年9月30日までを予定し、18歳以上で2回目接種を完了した日から一定の期間が経過し、日本国内での初回接種又は初回接種に相当する接種が完了している者を対象としている。

<sup>17</sup> 首相官邸ウェブサイト<<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>>

<sup>18</sup> 現在は、海外で開発された3種類のワクチンのみが薬事承認されている。

<sup>19</sup> ワクチン・治療薬等の研究開発の推進のため、令和3年度補正予算に8,817億円、令和4年度予算に15億円が計上されている。

## (2) こども<sup>20</sup>政策の充実

### 主な要望事項

- 責任の所在を明確にし、政策の策定や検証を迅速に遂行できるよう、専任の大臣の下で強い権限を持ってこども政策を一体的に所管し、総合調整機能を有する省庁を設置すること。
- 地方公共団体間での格差が生じないよう、国が主導して、国・都道府県・市区町村の緊密な連携体制を構築し、国と地方公共団体とが定期的に情報共有できる仕組みを整えること。
- 地方公共団体のこども政策を充実させるため、財政支援・人材確保支援を強化すること。

我が国は、少子化、こどもの貧困、児童虐待、いじめ、ヤングケアラー<sup>21</sup>など、こどもに関する様々な問題を抱えており、コロナ禍により状況は深刻化している。これらの問題に対しては、複数の関係府省庁が各所掌に応じて対応しているが、行政の縦割りにより所管横断的な情報共有が妨げられ、こどもに対する支援が十分とは言えないとの指摘もある<sup>22</sup>。

こうした状況を踏まえ、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）において、困難を抱えるこどもへの支援等が抜け落ちることのないような体制の構築（行政組織の創設）等を行うとし、同年12月、こども家庭庁の創設等を内容とする「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定した。12月の同基本方針では、こども家庭庁を内閣総理大臣の直属機関に位置付け、内閣府の外局として設置し、各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化<sup>23</sup>するとともに、各省大臣に対する勧告権等を有する担当大臣を必置化するとされたほか、同庁の基本姿勢の一つに地方公共団体との連携強化が掲げられた<sup>24</sup>。これを受け、令和5年4月にこども家庭庁を設置すること等を内容とするこども家庭庁設置関連法案<sup>25</sup>が令和4年2月に国会に提出された。

このほか意見書では、低所得のひとり親世帯以外も含む子育て世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金と同内容の給付金を支給すること<sup>26</sup>や、ヤングケアラーに関し、社会的認知度の向上や関係機関の役割の明確化・相互連携を図ること、地方公共団体が行うヤングケアラー支援の取組に対し国による財政措置を講ずることなどが求められた。

<sup>20</sup> 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令3.12閣議決定）では、年少者や若年者を表す語や定義、対象年齢は法令により様々であることなどを踏まえ、また、当事者であるこどもにとって分かりやすく示すという観点から「こども」の表記を用い、「こども」とは大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいうとしている。

<sup>21</sup> 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているようなこどもとされる（厚生労働省ウェブサイト〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>〉）。

<sup>22</sup> 「子ども庁、何を優先すべきか(上) 縦割りの排除、自治体でも」『日本経済新聞』（令3.6.1）

<sup>23</sup> こども家庭庁の設置に伴い、内閣府の子ども・子育て本部や厚生労働省の子ども家庭局を廃止する一方、幼児教育の振興等は、引き続き文部科学省が担当し、同庁が連携して対応するとされた。

<sup>24</sup> 地方公共団体の取組状況の把握や必要な支援等とともに先進的取組の横展開や制度化を行うとされ、また、人事交流の推進、定期的な協議の場の設置等により視点を共有しながら政策を推進していくとされた。

<sup>25</sup> こども家庭庁設置法案（閣法第38号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）

<sup>26</sup> 令和3年3月の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を受け、子育て世帯生活支援特別給付金として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の給付が行われた。その後、同年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、子育て世帯への臨時特別給付として、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、児童1人当たり10万円相当の給付が行われた。

### (3) 新型コロナの影響を受ける事業者への支援等

#### 主な要望事項

- 事業者に対する持続化給付金<sup>27</sup>や家賃支援給付金<sup>28</sup>の再支給及び要件緩和、企業規模に応じた支給額の引上げなどの施策を早急に講ずること。
- 緊急事態宣言等地域以外の地域において、厳しい経営環境にある飲食店に対しても同様に飲食店向けの給付金を支給するとともに、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金<sup>29</sup>を、緊急事態宣言地域以外の飲食店との取引も対象とした制度に拡充すること。
- 深刻化しつつある雇用情勢に対し、雇用調整助成金の現行の特例措置及び休業支援金・給付金<sup>30</sup>の対象期間の更なる延長を図ること。

新型コロナにより経済的な影響を受けた事業者等に対し、政府は順次、給付金等の支給（持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金<sup>31</sup>等）や資金繰り支援（政府系金融機関の実質無利子・無担保融資<sup>32</sup>等）等を実施してきた。令和3年11月には、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、事業復活支援金<sup>33</sup>（令和4年1月受付開始）や実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長等による支援を行っている。また、飲食店向けに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠等<sup>34</sup>により、都道府県による飲食店に対する休業要請等に伴う協力金の支払いを支援している。

また、新型コロナの影響で事業活動を縮小した事業主に対し、従業員への休業手当の支払い等を助成する雇用調整助成金の特例措置（助成率及び上限額の引上げ等）が令和2年4月から令和4年6月まで実施されているが、財源不足の深刻化等も指摘され<sup>35</sup>、令和4年2月には、雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）<sup>36</sup>が国会に提出された。

このほか意見書では、民間金融機関の実質無利子・無担保融資<sup>37</sup>の期間延長や返済猶予等を含めた支援、経済状況を踏まえた消費喚起対策や需要対策など幅広い要望が見られた。

<sup>27</sup> 新型コロナの影響で売上が50%以上減少した事業者等に対し、事業全般に使える給付金として中小法人等に最大200万円、個人事業者等に最大100万円を給付（令和3年2月受付終了。約424万件、約5.5兆円給付。）。

<sup>28</sup> 新型コロナの影響で売上が50%以上減少した事業者等に対し、家賃等の負担軽減のため、中小法人等に最大600万円、個人事業者等に最大300万円を給付（令和3年2月受付終了。約104万件、約9,000億円給付。）。

<sup>29</sup> 令和3年1月の緊急事態宣言の発令地域の飲食店との取引又は発令地域における外出自粛等による直接的な影響があり、売上が50%以上減少した中小法人等に最大60万円、個人事業者等に最大30万円を給付（令和3年5月受付終了。約55万件、約2,221億円給付。）。

<sup>30</sup> 新型コロナの影響で休業させられたが休業手当を得られなかった労働者に支給。令和4年6月受付終了予定。

<sup>31</sup> 令和3年4月から9月の緊急事態宣言等の発令地域の飲食店との取引又は発令地域における外出自粛等による直接的な影響があり、売上が50%以上減少した中小法人等に最大20万円/月、個人事業者等に最大10万円/月を給付（令和4年1月受付終了。令和4年3月14日時点で、約234万件給付。）。

<sup>32</sup> 新型コロナの影響で売上が減少した事業者が受けた融資について利子補給により実質無利子化。

<sup>33</sup> 新型コロナの影響で売上が30%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、売上高減少率及び年間売上高に応じて最大30～250万円を給付（令和4年5月受付終了予定）。令和3年度補正予算では、同支援金のための2.8兆円のほか、資金繰り支援のための1,403億円等が措置されている。

<sup>34</sup> 令和2年度第2次・第3次補正予算及び予備費により3.6兆円、令和3年度補正予算により5兆円を措置。

<sup>35</sup> 「雇用保険財源 深刻な懸念」『読売新聞』（令4.1.21）。令和4年3月18日までの支給決定額は約5.5兆円。

<sup>36</sup> 新型コロナによる雇用への影響等に対応した失業等給付に係る暫定措置の継続等並びに雇用保険財政の現状を踏まえた雇用保険料の暫定措置及び機動的な国庫負担の導入等の措置を講ずるもの。

<sup>37</sup> 都道府県等の制度融資を活用し民間金融機関にも実質無利子・無担保融資を拡大（令和3年3月受付終了）。

#### (4) 地方財政の充実・強化

##### 主な要望事項

- 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズを踏まえ社会保障経費の拡充を図るとともに、人材確保のための財政措置を講ずること。
- 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るとともに、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、保健所体制・機能の強化、その他新型コロナウイルス対応事業、地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を講ずること。

令和4年度地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や、消防・防災力の強化などの重要課題に取り組めるよう、交付団体ベースの一般財源総額<sup>38</sup>について前年度比203億円増の62兆135億円が確保された。また、社会保障・税一体改革による社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革等に係る措置を講ずるとされ、事業費として国・地方合計で2兆7,968億円が計上された。地方交付税については、国税収入の伸びを反映し、地方交付税の法定率分<sup>39</sup>の増加等により、前年度比6,153億円増の18兆538億円が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額は前年度比3兆6,992億円減の1兆7,805億円となった。なお、地方公共団体に対し新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金<sup>40</sup>が交付されており、合計15兆1,760億円<sup>41</sup>が措置されている。

このほか意見書では、地域間の税源偏在性の是正に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な改善を行うことや、「まち・ひと・しごと創生事業費」<sup>42</sup>について引き続き同規模の財源確保を図ること、会計年度任用職員<sup>43</sup>の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして財政需要を満たすことなどが求められた。また、デジタル・ガバメント化における地方公共団体情報システムの標準化<sup>44</sup>について、地方公共団体の実情を踏まえた柔軟な対応や、大手企業による寡占の防止、地域での人材育成を図るなど地域デジタル社会推進費<sup>45</sup>の有効活用も含めて対応することが求められた。

<sup>38</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したものの。

<sup>39</sup> 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。

<sup>40</sup> 新型コロナの感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう交付される。

<sup>41</sup> 令和2年度第1～3次補正予算、令和2、3両年度の予備費及び令和3年度補正予算による措置の合計。

<sup>42</sup> 地方公共団体が少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の歳出に1兆円が計上されており、令和4年度も同額が計上された。

<sup>43</sup> 令和2年度から導入された一般職の非常勤職員であり、一会計年度を超えない範囲で任用される。

<sup>44</sup> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）において、標準化対象事務の処理に関する地方公共団体情報システムは国が定める標準化基準に適合するものでなければならないとされた。

<sup>45</sup> 地域社会のデジタル化を推進するため令和3、4両年度の地方財政計画に2,000億円が計上された。

(5) コロナ禍による厳しい財政状況等に対処するための地方税財源の充実<sup>46</sup>

主な要望事項

- 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、十分な総額を確保すること。
- 固定資産税の制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、行わないこと。生産性革命実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金等により対応すべきであるため、現行の特例措置は今回限りとし、期限到来をもって終了すること。
- 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じられた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置は、令和3年度限りとすること。
- 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は行わないこと。
- 炭素に係る税を創設又は拡充する場合は、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）において、令和4年度から6年度までの3年間について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ<sup>47</sup>、令和4年度の交付団体ベースの一般財源総額は、62兆135億円（前年度比203億円増）となった。

固定資産税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の令和3年度課税の1年分限りの軽減措置や、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充が行われた<sup>48</sup>。また、令和3年度税制改正では、同年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるとされ<sup>49</sup>、令和4年度税制改正では、負担調整措置について同年度に限り商業地に係る課税標準額の上昇幅を抑えたとされた<sup>50</sup>。

自動車税・軽自動車税は、令和3年度税制改正において、環境性能割の臨時的軽減について令和3年末までの延長がなされたが<sup>51</sup>、その後の延長は行われていない。

炭素に係る税については、平成24年から「地球温暖化対策のための税」<sup>52</sup>が導入されており、政府では、同税の見直しも含めた議論がなされている。

<sup>46</sup> 全国市議会議長会「ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議」（令3.11）においても、主な要望事項と類似の要望事項が含まれている。

<sup>47</sup> 地方財政計画では、平成23年度以降、地方が国と基調を合わせた歳出改革に取り組みつつ安定的な財政運営を確保するため、一般財源総額について前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされてきた。

<sup>48</sup> 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）。これらの措置に伴う減収は、国が全額補填する。

<sup>49</sup> 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）

<sup>50</sup> 評価額の2.5%（現行：5%）とするとされ、住宅用地、農地については現行どおりとされた（地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号。令和4年3月22日に可決・成立。）。）

<sup>51</sup> 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）

<sup>52</sup> 国税である石油石炭税に税率を上乗せする形で課税され、一般会計に収納された後、必要額がエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられ、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制諸施策等に活用される。

#### 4. おわりに

本稿では、令和3年に参議院において受理された意見書の主な項目のうち、一部について紹介した。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

(ねぎし たかし、とくだ たかこ、ばんの まさと、ながはた まい)